

発行内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔その他告示〕

〔国会事項〕

- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務八四）

- 無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件（外務一五八）

- ハイチ共和国における保健施設における水・衛生環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同一五九）

- フィリピン共和国におけるバンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域における持続可能な水産業バリューチェーン構築計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件（同一六〇）

〔官房報告〕

〔官房事項〕

- 国債の金利スワップ取引に関する省令第三条第二項第一号に規定する財務大臣が別に定める特殊の関係のある者を定める件の一部を改正する件（財務一二五）

- 農業保険法第一百六十二条の規定に基づき任意共済の共済金額の最高額を定める件の一部を改正する件（農林水産六七五）

- 令和六年農林水産省告示第八百七八号（漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の期間を定める件）の一部を改正する件（同六七六）

- 精米についての検査方法の一部を改正する件（同六七七）

特殊法人等
国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更関係
会社その他

- 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通二五〇）

- 船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を指定する件（同三五二）

- 旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁五）

〔省令〕

〔目次〕

省

令

○総務省令第四十六号
住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定めること。

令和七年五月一日

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

改

正

後

改

正

前

改

正

後

改

正

前

改

正

後

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

改

正

前

財務省組織規則の一部を改正する省令
財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が同一のものは改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が同一のものは改正後欄に掲げる規定として移動し、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（法別表第一の総務省令で定める事務）	（法別表第一の総務省令で定める事務）	（法別表第一の総務省令で定める事務）
第一条 略	第一條 同上	第一條 同上
〔2 11 略〕	〔2 11 同上〕	〔2 11 同上〕
12 法別表第一の三の項の総務省令で定める事務は、次とのとおりとする。	12 法別表第一の三の項の総務省令で定める事務は、次とのとおりとする。	12 法別表第一の三の項の総務省令で定める事務は、次とのとおりとする。
〔一 14 略〕	〔一 14 同上〕	〔一 14 同上〕
十五 金融商品取引法第六十六条の七十一の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	十五 金融商品取引法第六十六条の七十一の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	十五 金融商品取引法第六十六条の七十一の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十六 金融商品取引法第六十六条の七十五第一項又は第六十六条の八十三第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	十六 金融商品取引法第六十六条の七十五第一項又は第六十六条の八十三第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	十六 金融商品取引法第六十六条の七十五第一項又は第六十六条の八十三第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
十七 一四五 略	十七 一四五 略	十七 一四五 略
〔13 254 略〕	〔13 254 同上〕	〔13 254 同上〕
〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕
〔十五 一四三 同上〕	〔十五 一四三 同上〕	〔十五 一四三 同上〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

この省令は公布の日から施行する。

○財務省令第四十九号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第一号二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月一日

財務大臣 加藤 勝信

(貸金業調整官)

第二百三十二条の二 【略】

- 2 貸金業調整官は、命を受けて、第二百二十二条第一号から半に掲げる者の監督に関する事務のうち重要な事項についての調整に関する事務を処理する。

附 則

(財務局の管轄区域の特例)

7 【略】

〔見出しを削る。〕

(貸金業調整官)

第二百三十二条の二 【同上】

- 2 貸金業調整官は、命を受けて、第二百二十二条第一号から半に掲げる者の監督に関する事務のうち重要な事項についての調整に関する事務を処理する。

附 則

(財務局の管轄区域の特例)

7 【同上】

〔見出しを削る。〕

(貸金業調整官)

第二百三十二条の二 【同上】

- 2 貸金業調整官は、命を受けて、第二百二十二条第一号から半に掲げる者の監督に関する事務のうち重要な事項についての調整に関する事務を処理する。

附 則

(財務局及び福岡財務支局の理財部検査監理官の職務及び理財部検査総括課の所掌事務の特例)

8 【削除】

〔見出しを加える。〕

(貸金業調整官)

第二百三十二条の二 【同上】

- 2 貸金業調整官は、命を受けて、第二百二十二条第一号から半に掲げる者の監督に関する事務のうち重要な事項についての調整に関する事務を処理する。

附 則

(財務局及び福岡財務支局の理財部検査監理官の職務及び理財部検査総括課の所掌事務の特例)

9 【同上】

〔見出しを加える。〕

法規的告示

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省告示第二百二十五号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の施行に伴い、及び国債の金利スワップ取引に関する省令（平成十七年財務省令第七十二号）

第三条第二項第一号の規定に基づき、国債の金利スワップ取引に関する省令（平成十七年財務省令第七十二号）の規定に基づき、国債の金利スワップ取引に関する省令（平成十七年財務省令第七十二号）

定する財務大臣が別に定める特殊の関係のある者を定める件（平成十七年財務省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正し、令和七年五月一日から適用する。

令和七年五月一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のないように改める。

の傍線を付した部分のないように改める。

改	正	後
1 国債の金利スワップ取引に関する省令第一号に規定する財務大臣が別に定める特殊の関係のある者は、次の各号		

改	正	前
1 国債の金利スワップ取引に関する省令第一号に規定する財務大臣が別に定める特殊の関係のある者は、次の各号		

○農林水産省告示第六百七十五号

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第一百六十二条の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第五百四十二号（農業保険法第一百六十二条の規定に基づき任意共済の共済金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のないように改める。

の傍線を付した部分のないように改める。

農業保険法第一百六十二条の規定により農林水産大臣が定める任意共済の共済金額の最高額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 （略）

三 農業に従事する者の農機具を共済目的とする任意共済 農機具一台につき三千万円

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第六百七十五号

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第一百六十二条の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第五百四十二号（農業保険法第一百六十二条の規定に基づき任意共済の共済金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のないように改める。

の傍線を付した部分のないように改める。

農業保険法第一百六十二条の規定により農林水産大臣が定める任意共済の共済金額の最高額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 （略）

三 農業に従事する者の農機具を共済目的とする任意共済 農機具一台につき二千万円

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

改 正 後	改 正 前
<p>漁業の許可及び取締り等に関する省令別表 第四北太平洋さんま漁業の項第二号の農林水 産大臣が定めた期間は、令和七年七月一日か ら令和七年十二月二十七日までとする。</p>	<p>漁業の許可及び取締り等に関する省令別表 第四北太平洋さんま漁業の項第二号の農林水 産大臣が定めた期間は、令和六年七月一日か ら令和六年十二月二十七日までとする。</p>

この告示は、公布の日から施行する

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十二回第六十一条において準用する場合を含む。の規定に基づき、精米についての検査方法（令和三年農林省告示第二千八十八号）の一部を次のように改正し、令和七年五月二十一日から施行する。
令和七年五月一日
農林水産大臣 江藤
〔次のように〕は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。)

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。
この告示は、告示の日から効力を生ずる。

○外務省告示第百五十八号
別表上欄に掲げる無償資金協定
われた口上書等の交換により印
令和七年五月一日
静岡地方法務局所屬
静岡地方法務局所屬
金沢地方法務局所屬
広島法務局所屬

法務大臣臨時代理
國務大臣 伊藤

<p>○外務省告示第百五十九号</p> <p>令和七年三月十日にニューヨークで、ハイチ共和国における 画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童 基金とエジプト・日本科学技術大学教育・研究機材調達計画のた めの贈与に関する日本国政府とエジプト、アラブ共和国政府との 間の交換公文（令和元年十月四日付け）</p>	<p>エジプト・日本科学技術大学教育・研究機材調達計画のた めの贈与に関する日本国政府とエジプト、アラブ共和国政府との 間の交換公文（平成二十八年七月二十六日付け）</p>	<p>灌漑稻作振興のための農業水利整備公社機能強化計画のた めの贈与に関する日本国政府とニジエール共和国政府との 間の交換公文（令和元年十月四日付け）</p>	<p>坑口地熱発電システム整備計画のための贈与に関する日本 国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文 (平成二十九年八月十一日付け)</p>
--	--	---	--

令和六年九月五日	令和六年九月十日	令和六年九月十九日	令和六年十二月十九日
令和七年三月三十日	令和八年三月三十一日	令和八年十一月三十日	令和八年十一月三十日

青年の島における電力供給改善計画のための贈与に関する日本国政府とキリバ共和国政府との間の交換公文(平成三十一年三月二十六日付け)	気象ドップラーレーダーシステム整備計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文(平成二十九年六月三十日付け)	ナカラ緊急発電所整備計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビック共和国政府との間の交換公文(令和元年十二月十二日付け)	サンベジア疾疫予防セントラル診断能力強化計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビック共和国政府との間の交換公文(令和元年十二月十二日付け)	ザンベジア疾疫予防セントラル診断能力強化計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国との間の交換公文(平成二十九年十二月十八日付け)
灌漑機作振興のための農業水利整備公機能強化計画のための贈与に関する日本国政府とニジエール共和国政府との間の交換公文(令和元年十月四日付け)	柔道スポーツ施設建設計画のための贈与に関する日本国政府とコソボ連邦民主共和国政府との間の交換公文(令和二年八月三日付け)	バルバラ地区ナッシンにおける小中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とナイジエリア連邦共和国政府との間の交換公文(平成三十一年四月九日付け)	ナイジエリア疾病予防セントラル診断能力強化計画のための贈与に関する日本国政府とナイジエリア連邦共和国政府との間の交換公文(平成三十一年四月九日付け)	第二次エジプト・日本科学技術大学教育・研究機材調達計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国との間の交換公文(平成二十九年十二月十八日付)
エジプト・日本科学技術大学教育・研究機材調達計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国との間の交換公文(平成二十八年七月二十六日付け)	坑口地熱発電システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文(平成二十九年八月十日付け)	五府とコソボ連邦民主共和国政府との間の交換公文(令和二年八月三日付け)	柔道スポーツ施設建設計画のための贈与に関する日本国政府とコソボ連邦民主共和国政府との間の交換公文(平成三十一年四月九日付け)	ナガラ緊急発電所整備計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビック共和国政府との間の交換公文(令和元年十二月十二日付け)
令和六年十二月	令和六年九月十日	令和六年九月五日	令和六年八月二十日	令和六年六月二日
令和八年十一月三十日	令和八年三月三十日	令和七年三月三十日	令和七年二月二日	令和八年五月三日

岡部 勝 小間 孝志 最首 則夫	(石川県議会議員)	須子 高行 西森 建男	小野 正人 坂上 忠正 坂木 基廣	佐藤 虎男 舟上 正美 谷口 友男
手塚 富榮 森本満喜夫	正七位に叙する (各通)	正五位に叙する (各通)	正五位に叙する (各通)	正五位に叙する (各通)
三浦 行雄 三澤 悟朗	(九州大学名誉教授)	(法務事務官)	(新潟市公立学校長)	(東京学芸大学名誉教授)
島田 明俊 憲次	長	津村 隆夫	遠山 金一	平野 具男
永田 存	島田 明俊	寺岡 宏	成田 柴崎 正文	佐藤 虎男 英彦
従五位に叙する (各通)				
石井 常利 神林 稔	石田 智 山城 正祺	片山惠美子	河森 潤	須子 高行
中村 喜昭	正祺	島田 長	津村 隆夫	西森 建男
従四位に叙する	従四位に叙する	従四位に叙する	従四位に叙する	従四位に叙する
従七位に叙する (各通) (以上三月二十日)				
正六位に叙する (各通)				
伊藤きさゑ 梅森 清博	石田 智 山城 正祺	片山惠美子	河森 潤	須子 高行
小村 松雄 佐藤 忠弘	中島 清光 波場 瞳	眞子	佳明 正哲	西森 建男
徳永 俊則 長崎 静夫	渡邊 聰	仁田 雅司	河森 潤	佐藤 虎男 英彦
宮田 弘 茂木 和夫	荒井 隆治	藤原 敬介	佳明 正哲	正五位に叙する (各通)
渡邊 聰	須貝 則久	坂木 基廣	河森 潤	正五位に叙する (各通)
従六位に叙する (各通)				
國光 清廣 重政 文雄	川崎 隆俊 須貝 富雄	坂木 基廣	石井 常利	須子 高行
正七位に叙する (各通)				
(奈良県警部補)	(奈良県警部補)	(奈良県警部補)	(奈良県警部補)	(奈良県警部補)
正七位に叙する (各通)				
大岩 園部 善雄 勉	大岩 園部 善雄 勉	大江 康仁 友田 武人	大江 康仁 友田 武人	大江 康仁 友田 武人
従七位に叙する (各通) (以上三月二十一日)				
(愛媛大学名誉教授)	(愛媛大学名誉教授)	(愛媛大学名誉教授)	(愛媛大学名誉教授)	(愛媛大学名誉教授)
従四位に叙する	従四位に叙する	従四位に叙する	従四位に叙する	従四位に叙する
従五位に叙する (各通)				
笠貫己年男 未廣 光啓 政信	小林 繁芳 渡辺 三雄 巖	古賀 龍三 光好	大山 智 友田 武人	大山 智 友田 武人
従六位に叙する (各通)				
鈴木 朋邦 山崎 政信	本田 貞壽 西 鈴木 直	竹下 古賀 龍三 光好	須貝 富雄 正孝	須貝 富雄 正孝
正七位に叙する (各通)				
名越 晃 西 鈴木 直	従五位に叙する (各通)	従五位に叙する (各通)	従五位に叙する (各通)	従五位に叙する (各通)
従七位に叙する (各通) (以上三月二十二日)				
従四位に叙する	従四位に叙する	従四位に叙する	従四位に叙する	従四位に叙する
従五位に叙する (各通)				
大門 隆 仁一				
旭日中綬章を授ける	旭日中綬章を授ける	旭日中綬章を授ける	旭日中綬章を授ける	旭日中綬章を授ける

瑞宝双光章を授ける (各通) (以上三月二十日)

官 庁 報 告

人事院公示第15号
人事院は、人事院規則8-12(職員の任免)第18条第1項第4号の規定に基づき、平成26年人事院公示第13号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

皇 壇 事 項

御弔電 天皇陛下は、ローマ教皇フランシスコ台下逝去につき、四月二十三日教皇代行ケビン・ファレル枢機卿猊下へ御弔電を発せられた。

御祝電 天皇陛下は、スウェーデン国王陛下の御誕生日につき、四月二十八日御祝電を発せられた。

1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分 (以下「傍線部分」という。)でこれに對応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

旭日中綬章を授ける (各通) (以上三月二十日)

旭日中綬章を授ける (各通) (以上三月二十日)

旭日中綬章を授ける (各通) (以上三月二十日)

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 規則第18条第1項第4号の特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるものは、次のとおりとする。	2 規則第18条第1項第4号の特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるものは、次のとおりとする。
一 (略)	一 (略)
二 主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職のうち、次に掲げる官職のいずれかに該当する官職	二 主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職のうち、次に掲げる官職のいずれかに該当する官職
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第9条第1項に規定する情報処理安全確保支援士試験又は情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第3条第2項第3号に規定する高度試験のいずれか若しくは応用情報技術者試験の合格に必要な専門的知識又は技術を特に必要とする官職</u>	(新設)
(3)・(4) (略)	(2)・(3) (略)
三 (略)	三 (略)
3～5 (略)	3～5 (略)

2 この決定による改正は、令和7年5月1日から効力を発生する。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、下記1の関係労働者及び関係事業主を代表する者の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係労働者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格のある労働者の団体及び事業主の団体は、下記2によりそれぞれ関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和7年5月1日

厚生労働大臣 福岡 資麿

該当労働局名	関係労働者・事業主の別	氏名
北海道労働局	関係事業主を代表する者	竹上 俊一
岩手労働局	関係事業主を代表する者	瀬川 裕志
宮城労働局	関係労働者を代表する者	加藤 仁
千葉労働局	関係事業主を代表する者	小野 智之
福岡労働局	関係労働者を代表する者	小陳 武志
福岡労働局	関係事業主を代表する者	本田 彰秀

記2

1 推薦資格

雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であって、該当労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 推荐手続

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。

3 推荐締切日

令和7年5月16日

4 推荐書及び添付書類の提出場所

該当労働局職業安定部雇用保険主管課

別紙様式

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係（労働者・事業主）を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注意事項）

1 所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合はその全部を列挙する。）を記入すること。

2 略歴の欄には、被推薦者が所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

お詫び

お詫びの意を述べて日本国に謝るの意を表す言葉です。

お詫び

お詫びの意を述べて日本国に謝るの意を表す言葉です。

住所 東京都練馬区

ユウジ・ダニエル・ガルシア 平成6年12月22日生

住所 愛知県知多郡武豊町

グエン・レ・ニヤット・ナム 平成14年11月8日生

住所 名古屋市緑区

グエン・レ・コア 昭和55年1月1日生

住所 愛知県高浜市

フィン・ティ・ホア 平成6年8月28日生

ドアン・リナ 令和5年12月15日生

住所 東京都板橋区

グエン・ドゥック・ズイ 昭和62年8月20日生

住所 東京都練馬区

蔡孟茹 平成元年4月22日生

住所 茨城県つくば市

トガリ・アンナ・マリア 昭和46年2月14日生

住所 大阪市浪速区

程威霖 平成3年2月4日生

住所 静岡県三島市

アウン・シュン・テン 平成4年5月15日生

カウン・カッソ・トゥウ 令和3年8月30日生

住所 福岡市中央区

陳芷晴 平成6年6月15日生

住所 熊本市南区

陳敬怡 平成11年11月5日生

住所 さいたま市北区

禹南圭 平成元年8月16日生

住所 大阪市中央区

張昊天 平成11年8月17日生

住所 東京都品川区

蔡秉穆 平成4年1月1日生

住所 茨城県土浦市

郭鑫 平成7年3月16日生

許欣 平成7年10月15日生

郭悠真 令和5年4月13日生

住所 大阪市生野区

金哲弘 昭和51年12月10日生

住所 東京都新宿区

黄明欽 平成5年8月19日生

住所 大分県佐伯市

丁一文 昭和62年2月27日生

住所 岩手県盛岡市

金京日 昭和59年11月1日生

住所 金城賢 平成30年10月24日生

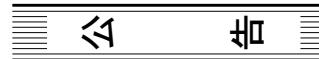
住所 岩手県陸前高田市

アルマ・アグディバ・ヨシダ 昭和49年12月15日生

住所 茨城県日立市
スマン・スレスター 昭和62年4月20日生
エリカ・スレスター 平成30年11月22日生
住所 大阪市東淀川区
ディリップ・カトリ 平成5年11月5日生
住所 富山市
ヴォロンツォア・ソフィア・アレクサンドロフ
ナ 平成29年5月6日生
住所 横浜市鶴見区
辛甜 昭和63年11月11日生
華辛雄一 平成28年12月18日生
華辛立旬 令和元年6月10日生
住所 埼玉県三郷市
アブ・サイド 平成6年5月29日生
住所 東京都江戸川区
カリスマ・シュレスター・バトルウラ 昭和55年
10月3日生
住所 東京都港区
イエン・レイモンド・ジャーショー 平成19年
12月23日生
住所 東京都荒川区
蔣帥 昭和58年3月15日生
王瑞 昭和59年2月16日生
王適哲 平成26年1月19日生
王憲祺 平成28年8月23日生
王知予 平成30年11月15日生
住所 東京都世田谷区
梁宏伸 昭和58年6月30日生
住所 東京都板橋区
瀬度南 平成10年6月5日生
住所 東京都足立区
スマン・スペディ 平成9年4月5日生
住所 埼玉県越谷市
ヴィジェスンダラ・ゴロカガハゴダ・ガマラッ
ダラゲ・ナリン・チャンダナ 昭和58年2月26
日生
住所 相模原市中央区
チャーン・ホット 平成2年4月5日生
タン・チェンター 平成5年9月30日生
ホット・チェンエリナ 平成31年3月14日生
ホット・チェンモニラ 令和3年3月15日生
住所 大阪府吹田市
ビダール・ガリンド・ザラテ 平成7年1月12
日生

住所 京都市西京区
盧家興 平成3年3月5日生
住所 東京都杉並区
王雲帆 平成11年4月28日生
住所 東京都世田谷区
アユミ・マリナ・シマブクロ 平成9年8月22
日生
住所 東京都中央区
陳藍 昭和55年9月9日生
住所 神戸市北区
路建平 昭和47年3月28日生
路雲博 平成19年10月10日生
住所 福岡市南区
路婷婷 平成17年5月4日生
住所 滋賀県彦根市
路雲翔 平成18年4月27日生
住所 東京都港区
エストラーダ・カルバハル・セルジオ・アルマ
ンド 昭和62年8月14日生
住所 東京都新宿区
宋培培 昭和57年12月17日生
住所 東京都杉並区
魏玲慧 昭和60年6月4日生
高銘涵 平成28年4月1日生
住所 東京都台東区
サフル・ハミド・サジト・モハマド 平成5年
10月1日生
住所 東京都台東区
サジト・モハマド・ザラ 令和6年2月10日生
住所 東京都大田区
王歆樂章 平成3年2月11日生
住所 広島県東広島市
徐秀秀 平成2年7月30日生
住所 東京都北区
カウサル・チャウラカイ 平成3年12月29日生
サルビ・チャウラカイ 令和3年5月12日生
住所 広島県尾道市
グラント・ブルムス 昭和54年4月4日生
住所 東京都渋谷区
韓燕麗 昭和48年3月4日生
住所 東京都台東区
劉啓強 昭和62年5月21日生
住所 茨城県つくば市
許東河 昭和39年9月15日生
李東艶 昭和39年10月15日生
許力揚 平成3年6月29日生

住所 さいたま市浦和区
郭郁皓 平成25年3月26日生
住所 埼玉県狭山市
梁穎 昭和54年1月23日生
鄒文宇 平成18年7月8日生
住所 福岡市西区
ウトサブ・ディタル 平成9年8月24日生
住所 福岡市博多区
アフメド・ファイソル 平成6年12月17日生



諸 備 告

工 場 財 団

福島県双葉郡川内村大字上川内字町分396番地
1川内電力株式会社の工場財団に福島県双葉郡川
内村大字上川内字大鷹鳥谷501番1川内風力発電
所の工作物（建物を除く）及び機械、器具等を追
加する変更登記申請に係る動産につき権利を有す
る者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日か
ら32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年5月1日

福島地方法務局富岡出張所

公 示 送 達

再審査請求人 大阪府大阪市西成区津守3-5-
28
柳 武雄

上記の者に送達すべき令和6年労第206号業務
上外関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は
労働保険審査会（東京都港区芝公園1-5-32労働
委員会会館内）が保管し、いつでも再審査請求
人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条に
おいて準用する同法第20条第2項ただし書及び第
3項の規定により公示する。

令和7年5月1日

労働保険審査会会長 甲斐 哲彦

（備考）裁決の主文及び年月日

令和6年労第206号 業務上外関係再審査請求
事件

裁決の主文 本件再審査請求を棄却する。

裁決年月日 令和7年1月24日

公 示 送 達

再審査請求人 神奈川県横浜市神奈川区栄町10-
35
ザ・ヨコハマタワーズE403
山本太佳絵

上記の者に送達すべき令和6年労第263号再発
認定関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は
労働保険審査会（東京都港区芝公園1-5-32労働
委員会会館内）が保管し、いつでも再審査請求
人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条に
おいて準用する同法第20条第2項ただし書及び第
3項の規定により公示する。

令和7年5月1日

労働保険審査会会長 甲斐 哲彦

（備考）裁決の主文及び年月日

令和6年労第263号 再発認定関係再審査請求
事件

裁決の主文 本件再審査請求を棄却する。

裁決年月日 令和7年1月15日

公 示 送 達

再審査請求人 鹿児島県鹿児島市下荒田1-7-
1
古木 美佳

上記の者に送達すべき令和6年雇第15号資格得
喪関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は労
働保険審査会（東京都港区芝公園1-5-32労働
委員会会館内）が保管し、いつでも再審査請求
人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条に
おいて準用する同法第20条第2項ただし書及び第
3項の規定により公示する。

令和7年5月1日

労働保険審査会会長 甲斐 哲彦

（備考）裁決の主文及び年月日

令和6年雇第15号 資格得喪関係再審査請求事
件

裁決の主文 本件再審査請求を棄却する。

裁決年月日 令和7年1月31日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第80306号

大阪市中央区伏見町3丁目1番1号淀屋橋アップルタワーレジデンス1408号
申立人 出口みどり

本籍大阪府大阪市北区東天満1丁目36番地、最後の住所大阪市生野区巽西4丁目5番62号
こうぜんかい・はうす生野、死亡の場所大阪府大阪市生野区、死亡年月日令和7年2月8日、出生の場所大阪府大阪市北区、出生年月日昭和8年4月15日、職業不明

被相続人 亡 大河内安子
大阪市北区西天満4-4-18 梅ヶ枝中央ビル7階
相続財産清算人 弁護士 小林 諭
催告期間満了日 令和7年12月8日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80326号

堺市南区原山台5丁7番7-501号
申立人 桂 英之
本籍大阪府大阪市西成区天下茶屋北1丁目41番地、最後の住所大阪市西成区天下茶屋北1丁目2番10号、死亡の場所大阪府大阪市西区、死亡年月日令和6年6月25日、出生の場所大阪府大阪市浪速区、出生年月日昭和35年2月10日、職業無職
被相続人 亡 前田 哲

大阪市中央区北浜2-5-13 北浜平和ビル4階
相続財産清算人 弁護士 中村 正彦
催告期間満了日 令和7年12月8日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第126号

奈良市二条大路南1丁目1番1号
申立人 奈良市
本籍奈良県奈良市藤ノ木台3丁目5番、最後の住所奈良市学園南1丁目8番17-1号、死亡の場所奈良県奈良市、死亡年月日推定令和3年1月1日から10日までの間、出生の場所奈良県五條市、出生年月日昭和40年10月27日、職業不明
被相続人 亡 川嶋 昌子

奈良市高天町10-1 株式会社 T. T. ビル
503朝岡法律事務所
相続財産清算人 朝岡 直美
催告期間満了日 令和7年12月7日
奈良家庭裁判所

令和7年(家)第193号

奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7
申立人 社会福祉法人協同福祉会
本籍奈良県大和郡山市本町51番地、最後の住所奈良県大和郡山市南大工町1番地13かんざん園、死亡の場所奈良県大和郡山市、死亡年月日令和5年11月2日、出生の場所奈良県生駒郡南生駒村、出生年月日昭和5年2月15日、職業無職
被相続人 亡 筒井 登
奈良市登大路町5番地修徳ビル3階わかくさ法律事務所
相続財産清算人 谷口 宗彦
催告期間満了日 令和7年12月7日
奈良家庭裁判所

令和7年(家)第5200号

北海道苦小牧市日新町2丁目2-11
申立人 日新プリンスハイツ管理組合
本籍北海道苦小牧市日新町2丁目2番、最後の住所北海道苦小牧市日新町2丁目2番11-407号、死亡の場所北海道苦小牧市、死亡年月日令和7年1月14日、出生の場所北海道虻田郡倶知安町、出生年月日昭和12年5月10日、職業無職
被相続人 亡 小篠 满
北海道恵庭市島松東町2丁目9番7号
相続財産清算人 司法書士 早坂 有平
催告期間満了日 令和7年11月7日
札幌家庭裁判所苦小牧支部

令和7年(家)第5354号

北海道苦小牧市緑町1丁目1番6号
申立人 一般社団法人ここあ
本籍北海道苦小牧市明徳町3丁目325番地595、最後の住所北海道苦小牧市明徳町3丁目8番10号、死亡の場所北海道苦小牧市、死亡年月日令和6年5月9日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和24年9月25日、職業無職
被相続人 亡 永浦 幹子
事務所北海道苦小牧市表町3丁目2番13号王子不動産第2ビル5階岡田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岡田 秀樹
催告期間満了日 令和7年11月7日
札幌家庭裁判所苦小牧支部

令和7年(家)第4005号

岩手県一関市大東町摺沢字上羽根折沢182番地
申立人 佐藤 政彦
本籍岩手県一関市大東町摺沢字上羽根折沢182番地、最後の住所岩手県一関市大東町摺沢字上羽根折沢182番地、死亡の場所岩手県一関市、死亡年月日令和6年12月25日、出生の場所岩手県東磐井郡摺沢村、出生年月日昭和12年4月20日、職業無職
被相続人 亡 佐藤 正一
岩手県一関市大町5番19号一関はぢや法律事務所
相続財産清算人 弁護士 蜂谷 大
催告期間満了日 令和7年11月28日
盛岡家庭裁判所一関支部

令和7年(家)第9016号

秋田市太平山谷字中山谷246番地7
申立人 佐藤 啓一
本籍秋田県秋田市太平中閑字本宿10番地、最後の住所秋田市外旭川字梶ノ目434番地1、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日令和6年10月11日、出生の場所秋田県秋田市、出生年月日昭和23年10月8日、職業無職
被相続人 亡 森合登志男
秋田市大町1丁目5-32-101 ドリーム・K大町 大町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 込山 祐矢
催告期間満了日 令和7年11月10日
秋田家庭裁判所

令和6年(家)第30167号

茨城県水戸市浜田町61
申立人 大内 满
本籍茨城県常陸大宮市山方832番地、最後の住所茨城県常陸大宮市山方832番地、死亡の場所茨城県常陸大宮市、死亡年月日平成30年12月15日、出生の場所茨城県那珂郡山方村、出生年月日昭和14年4月24日、職業無職
被相続人 亡 高村 正男
茨城県ひたちなか市東石川3-21-8 東功ビル2階2号室弁護士法人萩原総合法律事務所ひたちなか支所
相続財産清算人 弁護士 小林賢太郎
催告期間満了日 令和7年11月10日
水戸家庭裁判所

令和6年(家)第30206号

東京都江戸川区西葛西3丁目8番12号 オーケテラス602号室
申立人 坂田 泰
本籍茨城県笠間市笠間1528番地4、最後の住所茨城県笠間市笠間1528番地4、死亡の場所茨城県笠間市、死亡年月日平成24年4月2日、出生の場所茨城県西茨城郡笠間町、出生年月日昭和20年5月9日、職業無職
被相続人 亡 松田 級
茨城県水戸市白梅3丁目9番7号白梅ビル2階
相続財産清算人 弁護士 清水 壮一
催告期間満了日 令和7年11月4日
水戸家庭裁判所

令和7年(家)第80092号

埼玉県上尾市本町3丁目1番1号
申立人 上尾市長 嶋山 稔
本籍東京都杉並区今川3丁目4番、最後の住所埼玉県上尾市今泉1丁目18番地4、死亡の場所埼玉県上尾市、死亡年月日令和4年1月1日頃から10日頃までの間、出生の場所兵庫県尼崎市、出生年月日昭和42年8月11日、職業不明
被相続人 亡 増田 孝一
事務所埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-5-8 吉田ビル4階D号 弁護士法人法律事務所フォレスト
相続財産清算人 弁護士 中尾 基哉
催告期間満了日 令和7年11月17日
さいたま家庭裁判所

令和6年(家)第3061号

東京都北区赤羽2丁目42番14号マインヴァール301号
申立人 大熊 浩二
本籍東京都北区豊島8丁目20番地2、最後の住所埼玉県白岡市上野田57番地33、死亡の場所埼玉県加須市、死亡年月日令和6年4月28日、出生の場所埼玉県岩槻市、出生年月日昭和40年11月2日、職業派遣社員
被相続人 亡 大熊 昌樹
事務所さいたま市大宮区吉敷町1-103大宮大熊ビル606号 おおみや法律事務所
相続財産清算人 弁護士 尾崎 浩平
催告期間満了日 令和7年11月28日
さいたま家庭裁判所久喜出張所

令和7年(家)第3002号

埼玉県加須市旗井1906番地4

申立人 秋庭あさ子

本籍東京都江東区北砂5丁目370番地、最後の住所札幌市中央区南9条西1丁目1番1—2403号、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日令和6年9月23日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和45年1月7日、職業会社員

被相続人 亡 武井 理

事務所さいたま市浦和区仲町1—12—1カタヤマビル4階 弁護士法人ながの法律事務所
相続財産清算人 弁護士 杉村 洋維

催告期間満了日 令和7年11月28日

さいたま家庭裁判所久喜出張所

令和6年(家)第30175号

東京都豊島区東池袋3丁目1番1号

申立人 株式会社クレディセゾン

国籍ナイジエリア、最後の住所千葉県四街道市大日1795番地2 カルミニア・アネックス202、死亡の場所不詳、死亡年月日西暦2024年1月18日、出生の場所不詳、出生年月日西暦1972年2月13日、職業運輸会社社員

被相続人 亡 オビアコ サンディ ナムデイ(OBI AKOR SUNDAY NAM D)

事務所千葉県市川市市川南1丁目9番23号京葉住設市川ビル5階弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 南部 朋子

催告期間満了日 令和7年12月5日

千葉家庭裁判所佐倉支部

令和6年(家)第72245号

東京都中野区野方5丁目17番7号 守屋ビル1階 しいの木法律事務所

申立人 八坂 玄功

本籍東京都中央区銀座2丁目5番地5、最後の住所東京都杉並区下高井戸3丁目5番4号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和6年8月4日、出生の場所東京府東京市京橋区、出生年月日昭和10年9月14日、職業不明

被相続人 亡 田中 裕子

事務所東京都中野区野方5丁目17番7号守屋ビル1階 しいの木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 八坂 玄功

催告期間満了日 令和7年12月1日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第73404号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍茨城県牛久市岡見町2731番地218、最後の住所東京都大島町野増字ツワイ799番2、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日令和5年11月7日、出生の場所東京都千代田区、出生年月日昭和59年6月12日、職業不明

被相続人 亡 川上 慎吾

事務所東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 富国生命ビル渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

相続財産清算人 弁護士 落合 孝文

催告期間満了日 令和7年12月1日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第70107号

東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

申立人 杉並区長

本籍東京都杉並区和田2丁目1025番地、最後の住所不明、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日平成12年5月9日、出生の場所豊多摩郡渋谷町、出生年月日大正11年7月18日、職業不明

被相続人 亡 瀧田由紀子

事務所東京都中央区銀座1丁目7番6号銀座河合ビル5階 新都市総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中山慎太郎

催告期間満了日 令和7年12月1日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第70187号

東京都千代田区平河町1—4—15 VORT

麹町4階 インテアス法律事務所

申立人 榎本 哲

本籍東京都足立区足立1丁目33番、最後の住所東京都足立区足立1丁目33番5号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和6年12月12日、出生の場所東京市足立区、出生年月日昭和11年3月25日、職業無職

被相続人 亡 牧野 力ヨ

事務所東京都千代田区六番町15番2号鳳翔ビル3階A みつば総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 布目 隆一

催告期間満了日 令和7年12月1日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第7009号

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

申立人 相模原市

本籍神奈川県相模原市緑区青山288番地、最後の住所神奈川県相模原市緑区長竹1326番地24、死亡の場所神奈川県相模原市中央区、死亡年月日令和5年11月7日、出生の場所神奈川県千代田区、出生年月日昭和59年6月12日、職業無職

被相続人 亡 川上 慎吾

事務所東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 富国生命ビル渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

相続財産清算人 弁護士 落合 孝文

催告期間満了日 令和7年12月1日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第593号

東京都江東区豊洲3丁目2番20号

申立人 アピリオ債権回収株式会社

本籍山梨県甲府市相生1丁目2番、最後の住所山梨県甲府市相生1丁目2番19号、死亡の場所山梨県笛吹市、死亡年月日令和6年1月9日、出生の場所山梨県甲府市、出生年月日昭和17年4月2日、職業不明

被相続人 亡 小宮山公夫

事務所山梨県甲府市相生2丁目5番17号 鈴木屋ビル4階 たちかぜ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 國澤雄次郎

催告期間満了日 令和7年11月8日

甲府家庭裁判所

令和7年(家)第174号

愛知県安城市桜井町伝左2番地1

申立人 菅沼さち子

本籍愛知県西尾市米津町種木4番地1、最後の住所愛知県西尾市米津町蔵屋敷6番地、死亡の場所愛知県安城市、死亡年月日令和6年8月1日、出生の場所愛知県西尾市、出生年月日昭和36年2月17日、職業無職

被相続人 亡 青山 寿男

愛知県西尾市山下町泡原17—2 御幸N Yモール103わか葉法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井上 和香

催告期間満了日 令和7年11月18日

名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年(家)第574号

島根県出雲市今市町567番地

申立人 錦織 正二

本籍島根県出雲市斐川町神水1094番地、最後の住所島根県出雲市斐川町神水1094番地、死亡の場所島根県出雲市、死亡年月日令和5年3月21日、出生の場所島根県安濃郡太田町、出生年月日大正14年10月17日、職業無職

被相続人 亡 楠野 道子

島根県出雲市今市町869番地7 信和ビル2階 錦織法律事務所

相続財産清算人 弁護士 錦織 正二
催告期間満了日 令和7年11月13日

松江家庭裁判所出雲支部

令和7年(家)第30004号

広島市中区八丁堀1番23—302号

申立人 藤井 洋子

本籍広島県三次市作木町森山中1135番地、最後の住所広島県三次市作木町森山中1135番地、死亡の場所広島県三次市、死亡年月日令和7年2月15日、出生の場所広島県双三郡作木村、出生年月日昭和35年10月27日、職業無職

被相続人 亡 岡 康二

広島市中区八丁堀1番23—302号

相続財産清算人 司法書士 藤井 洋子

催告期間満了日 令和7年12月4日

広島家庭裁判所三次支部

令和7年(家)第80008号

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番地5

申立人 株式会社サイサン

本籍埼玉県さいたま市中央区円阿弥1丁目42番地2、最後の住所埼玉県上尾市大字畔吉787番地2、死亡の場所埼玉県東松山市、死亡年月日令和6年1月2日、出生の場所東京市蒲田区、出生年月日昭和11年11月17日、職業無職

被相続人 亡 鈴木 孝之

事務所埼玉県川口市芝新町5—1 S Kビル6階C号室 わらび法律事務所

相続財産清算人 弁護士 織田 恭央

催告期間満了日 令和7年11月25日

さいたま家庭裁判所

相続財産清算人の改任

次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。

令和6年(家)第153号

申立人 職権

本籍北海道旭川市7条西3丁目1485番地、最後の住所北海道留萌市見晴町4丁目46番地、死亡の場所北海道留萌市、死亡年月日令和元年5月2日、出生の場所北海道留萌郡留萌町、出生年月日昭和22年5月1日、職業無職
被相続人 亡 南波 英敏

事務所北海道留萌市開運町2丁目4番1号
センチュリービル2階 留萌ひまわり基金法律事務所

改任前の相続財産清算人 弁護士 松嶋 佳史
事務所北海道留萌市開運町2丁目4番1号
センチュリービル2階 留萌ひまわり基金法律事務所

改任後の相続財産清算人 弁護士 海北 健太
旭川家庭裁判所留萌支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出でください。

令和7年(家)第213号

茨城県稲敷市佐倉3182-3

申立人 仁井田光正

本籍茨城県稲敷市佐倉3182番地3、最後の住所茨城県稲敷市佐倉3182番地3

不在者 仁井田幸子

昭和49年11月9日生

届出期間満了日 令和7年8月8日

水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部

令和6年(家)第8686号

東京都練馬区練馬1丁目5番7-303号

申立人 上山 浩司

国籍アメリカ合衆国（日本国籍喪失時の本籍秋田県男鹿市鶴木字道村7番地）、最後の住所アメリカ合衆国以下不明

不在者 三浦 京子

西暦1932年3月21日生

届出期間満了日 令和7年8月12日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第8号

長野県下伊那郡豊丘村大字神橋1289番地

申立人 宮下 廣美

本籍長野県下伊那郡豊丘村大字神橋1289番地、最後の住所申立人の住所に同じ

不在者 宮下千香子

昭和48年11月27日生

届出期間満了日 令和7年8月22日

長野家庭裁判所飯田支部

令和6年(家)第341号

愛知県稻沢市日下部松野町1丁目106番地

申立人 池沢真里子

本籍愛知県稻沢市高重町屋敷27番地、最後の住所本籍に同じ

不在者 内藤 俊子

昭和23年10月4日生

届出期間満了日 令和7年8月12日

名古屋家庭裁判所一宮支部

令和7年(家)第734号

大阪府枚方市東中振1-9-2

申立人 西村 晶子

本籍愛媛県宇和島市吉田町東小路乙24番地、最後の住所大阪市天王寺区上本町6丁目4番2号

不在者 高崎 勵二

昭和13年9月27日生

届出期間満了日 令和7年8月13日

大阪家庭裁判所

令和6年(家)第215号

鳥取県米子市両三柳4310番地

申立人 高木 光江

本籍鳥取県米子市米原1491番地、最後の住所鳥取県米子市米原1491番地

不在者 山川 登

昭和17年9月2日生

届出期間満了日 令和7年8月8日

鳥取家庭裁判所米子支部

令和7年(家)第51号

福岡県北九州市小倉南区上吉田2丁目5番1-307号

申立人 屋根内志都子

本籍福岡県北九州市門司区東門司1丁目3077番地、最後の住所福岡県北九州市小倉南区上吉田2丁目5番1-307号

不在者 屋根内勝美

昭和14年1月21日生

届出期間満了日 令和7年8月12日

福岡家庭裁判所小倉支部

令和6年(家)第715号

熊本市東区江津1丁目22番23号

申立人 濱田 健一

本籍熊本県熊本市東区画団町大字江津157番地、最後の住所熊本県渡市諏訪町以下不詳

不在者 濱田 哲郎

昭和14年1月16日生

届出期間満了日 令和7年8月12日

熊本家庭裁判所

令和7年(家)第8022号

宮崎市矢の先町66番地2平和台コーポ302号

申立人 清野 誠

本籍宮崎県宮崎市吉村町蟹町甲4653番地、最後の住所宮崎市吉村町蟹町甲4653番地

不在者 清野 隆男

昭和46年6月27日生

届出期間満了日 令和7年8月31日

宮崎家庭裁判所

令和6年(家)第706号

大阪府吹田市原町3丁目34番2号

申立人 井野 妙子

本籍宮崎県日南市北郷町郷之原甲3529番地1、最後の住所宮崎県日南市西町1丁目6番12号

不在者 井野 修

昭和32年11月30日生

届出期間満了日 令和7年8月8日

宮崎家庭裁判所日南支部

失踪宣告**令和6年(家)第3822号**

本籍東京都台東区今戸2丁目23番、最後の住所東京都台東区今戸2丁目8番2-705号

プリムローズ浅草桜橋

不在者 島崎 哲志

昭和46年11月8日生

令和7年4月9日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第7169号

本籍不明（元本籍大阪府岸和田市南町千六百九拾貳番地戸主三村一久養子縁組先の本籍権太元泊郡知取町大字知取字初音町参丁目式拾番地）、最後の住所不明

不在者 川北 久子

昭和12年3月22日生

令和7年4月9日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第366号

本籍神奈川県川崎市宮前区神木本町4丁目1896番地、最後の住所川崎市宮前区神木本町4丁目10番5号

不在者 寺嶋 辰夫

昭和15年2月7日生

令和7年4月8日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

令和6年(家)第167号

本籍兵庫県明石市大明石町2丁目1番地3、最後の住所タイ王国

不在者 柄野 韶

昭和38年9月30日生

令和7年4月2日失踪宣告審判確定

神戸家庭裁判所明石支部裁判所書記官

令和6年(家)第421号

本籍岡山県真庭郡川上村大字下徳山327番地、最後の住所不明

不在者 湯栗はつみ

明治16年11月15日生

令和7年4月2日失踪宣告審判確定

福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和6年(ヘ)第1号

東京都東久留米市浅間町3丁目2番13号

申立人 鈴木 清子

権利の届出の終期 令和7年3月31日

令和7年4月7日 郡山簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 須賀川市大黒町16番6

宅地 117.53平方メートル

(2)登記年月日番号 福島地方方法務局山支局昭和34年2月20日受付第613号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 貸借権設定

原因 昭和33年11月2日貸借権設定

借賃 1年につき1ヶ月金10円

支払期 毎月末日

存続期間 昭和33年11月2日から20年間

賃借権者 須賀川市字八幡町80番地

吉川昭二郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第23号

秋田県湯沢市愛宕町3丁目2番30号
債務者 特定非営利活動法人ファミーウ
代表者理事 菊江 清子

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 虎川 高範
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時30分

秋田地方裁判所横手支部

令和7年(フ)第79号

福井県坂井市春江町定重第1号7番地2、事業所福井市上森田町1丁目310番地
債務者 株式会社森本工業
代表者代表取締役 森本 明寛

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 孝行
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前10時5分

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第28号

岐阜県大垣市和合本町2丁目140番地2F
債務者 株式会社グローバル
代表者代表取締役 遠藤 裕至

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 秀樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後3時

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第51号

青森県八戸市大字湊町字大沢28番地119
債務者 有限会社マルスケ

代表者代表取締役 古川 正人

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小西 秀明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前10時

青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第26号

秋田県大館市清水1丁目3番37号
債務者 有限会社ワールド

代表者代表取締役 伊藤 隆唯

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川田 繁幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前11時30分

秋田地方裁判所大館支部

令和7年(フ)第87号

福井市下馬1丁目902番地の3
債務者 双葉レース株式会社

代表者代表取締役 川下 晴久

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 淳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前10時10分

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第915号

神奈川県藤沢市辻堂5丁目3番4号
債務者 株式会社リシャイン

代表者代表取締役 日下部誠一

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原田 満
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前10時50分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第566号

東京都日野市大字日野574番地の2、1-105
債務者 有限会社味好屋石崎商店

代表者代表取締役 石崎 方俊

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 高興
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午後1時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第101号

静岡県浜松市浜名区新都田2丁目32番2号
債務者 株式会社L e a f

代表者代表取締役 竹田 昭子

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中島 直美
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後1時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第586号

さいたま市浦和区常盤9丁目11番1号
債務者 株式会社雄文社

代表者代表取締役 高橋 直樹

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石塚 洋一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10時

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第21号

大分県佐伯市鶴岡町1丁目3番24号
債務者 五十川株式会社

代表者代表取締役 五十川雄也

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 廣瀬 和弘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午後2時

大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和7年(フ)第38号

栃木県栃木市入舟町3番21号
債務者 株式会社栃木北洋

代表者代表取締役 内田 実

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鹿村 康平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午後1時45分

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(フ)第1053号

大阪市東淀川区豊里3丁目9番20号メゾンマグノリア103号
債務者 合同会社蝸牛

代表者代表社員 服部 育子

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹薮 豊
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時40分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1501号

大阪市旭区新森4丁目26番26号
債務者 有限会社嘉牛

代表者取締役 海老原史昭

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹薮 豊
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時40分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第260号

埼玉県坂戸市大字森戸1106番地34
債務者 株式会社l i a n e

代表者代表取締役 齊藤 洋子

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村山 志穂
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後3時20分

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第1155号 大阪府守口市東郷通3丁目13番6号 債務者 株式会社サンゼン 代表者代表取締役 谷口 昇 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松森 美穂 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増川 純人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前11時 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第197号 埼玉県草加市松江5丁目5番1号 債務者 株式会社S K Tテクニカ 代表者代表取締役 柴田 哲也 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 浩介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前11時30分 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松下 純 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午後2時
令和7年(フ)第1459号 大阪市淀川区宮原5丁目3番40号 債務者 D O - G O 株式会社 代表者代表取締役 三宅 盤 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松久保公平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時40分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富永 夕子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時40分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第160号 愛知県豊田市畠部西町柳原1番地55 債務者 株式会社サンテック 代表者代表取締役 山本 光三 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松久保公平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午後1時40分 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和7年(フ)第136号 神奈川県小田原市中曾根16番地の2 メゾン・アン・ピエンⅢ 101 債務者 半澤 司 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 瀬戸 朋英 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第613号 札幌市白石区東米里2139番地31 債務者 株式会社北陸運輸機工 代表者代表取締役 鎌田 祥男 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川北 映輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午後2時 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 米田 聖志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午後1時40分 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和7年(フ)第180号 愛知県豊田市足助町新町7番地1 債務者 株式会社風外虎餅 代表者代表取締役 長橋 透 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前園 健司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午後1時40分 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和7年(フ)第508号 福岡県糸島市二丈深江7丁目16番7号 債務者 萩原 敬法 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前園 健司 4 破産債権の届出期間 令和7年5月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時30分
令和7年(フ)第1410号 大阪市中央区久太郎町2丁目5番10号 債務者 株式会社イントゥC o r p. 代表者代表取締役 小村 昇平 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 深田 愛子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩本 康秀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後1時40分 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第605号 名古屋市名東区神月町1011番地 債務者 有限会社クリア装業 代表者代表取締役 及川 平和 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋山 志麻 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後1時40分 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第48号 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第8号 愛媛県今治市大西町新町甲725番地1 コーポゆき 102号室、前住所愛媛県今治市大西町紺原甲507番地5 債務者 秋山 志麻 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 宏明 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第597号 札幌市西区琴似1条4丁目1番22-402号 債務者 株式会社DMR 代表者代表取締役 樋口 大介	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野 尊仁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前10時 釧路地方裁判所帶広支部破産係	令和7年(フ)第44号 北海道河西郡芽室町本通2丁目10番地1 債務者 株式会社Y's 代表者代表取締役 山中 悠希 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋間 哲也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前10時 釧路地方裁判所帶広支部破産係	令和7年(フ)第724号 名古屋市港区名四町68番地の1 債務者 立岡 宏信 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 秀明 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午前10時50分 6 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第6号

石川県羽咋郡志賀町徳田ミの4番地、従前の住所石川県羽咋郡志賀町徳田丙の52番地1
債務者 青谷 武

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小斎 秀臣
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午後3時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

金沢地方裁判所七尾支部

令和7年(フ)第7号

石川県羽咋郡志賀町徳田ミの4番地、従前の住所石川県羽咋郡志賀町徳田丙の52番地1
債務者 青谷 勝美

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小斎 秀臣
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午後3時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

金沢地方裁判所七尾支部

令和7年(フ)第12号

福岡県飯塚市柏の森455番地1 エムコート柏の森208、前住所福岡県嘉麻市牛隈2232番地10
債務者 熊本 勇一

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福間 亮介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで

福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第27号

秋田県大館市清水1丁目3番37号 アルティ清水307号
債務者 伊藤 隆唯

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時30分

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川田 繁幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前11時35分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

秋田地方裁判所大館支部

令和7年(フ)第171号

埼玉県川越市大字寺尾874番地1 (ラフィー又105号室)
債務者 杉和工房こと 本間 博士

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田島 遼一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後3時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第29号

岐阜県大垣市和合新町2丁目3番地2 リバティーはなみづき A202
債務者 遠藤 裕至

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 秀樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後3時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第163号

愛知県安城市篠目町井山89番地2
債務者 宮腰 光広

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中倉 秀一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後3時35分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第10号

京都府宮津市宇漁師1726番地
債務者 きざきこと 木崎 靖之

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 澤田 将樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時

京都地方裁判所宮津支部

令和7年(フ)第25号

長野県伊那市東春近1884 NPO法人パンセの会もりハウス、住民票上の住所長野県伊那市美篰5099番地6
債務者 北澤 洋光

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒田 信
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで

長野地方裁判所伊那支部

令和7年(フ)第507号

東京都北区赤羽3丁目8番9-305号 ロアハウス池田
債務者 山口 真一

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉原 早苗
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月30日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第131号

静岡県沼津市西沢田754番地の1 ラビットハウスタートル1-102
債務者 河西 利明

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原島 年央

4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月20日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第185号
静岡市清水区山原295番地の64
債務者 高橋 広

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 英木 祥人
4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月23日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで

静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第195号
静岡市駿河区下川原6丁目30番15号
債務者 伊東 孝行

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 蒲生 武幸

4 破産債権の届出期間 令和7年6月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月24日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第610号
東京都日野市豊田4丁目42番地の1 ブラザーハイツ豊田105
債務者 赤城 孝喜

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小柴 一真
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月27日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第602号 東京都八王子市大谷町70番地市営住宅大谷団地2-202 債務者 吉田 孝 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日高 正博 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月2日前10時15分 6 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第25号 栃木県小山市犬塚3丁目31番地1 県営犬塚住宅5棟24号 債務者 山田 英代 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 亀岡 康一 4 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月8日午後2時15分 6 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年(フ)第107号 静岡県浜松市中央区初生町1409番地の5 債務者 三上 楓太 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉尾健太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月16日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第567号 東京都日野市大坂上3丁目11番地の1都営日野大坂上3丁目アパート12-104 債務者 石崎 方俊 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 高興 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月23日午後1時15分 6 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第568号 東京都日野市大坂上3丁目11番地の1都営日野大坂上3丁目アパート12-104 債務者 石崎加登里 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 高興 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月6日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第24号 三重県多気郡明和町大字明星2541番地19 債務者 大原 理子 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白山雄一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年5月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月24日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 東京地方裁判所松阪支部	令和7年(フ)第916号 川崎市幸区塚越1丁目124番地13 サンパレス塚越 B-206 債務者 日下部誠一 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原田 満 4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月31日前10時50分 6 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第102号 静岡県浜松市浜名区宮口3515番地の1 ドエルコートA-1 債務者 竹田 昭子(旧姓根岸・松永・原川)	1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中島 直美 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月6日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第39号 栃木県栃木市入舟町3番21号 債務者 内田 実 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤慎之助 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 新潟地方裁判所民事部	4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第30号 鹿児島県出水市大野原町1159番地 債務者 田之頭紀史 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 細谷 文規 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 神戸地方裁判所豊岡支部破産係	令和7年(フ)第30号 鹿児島県出水市大野原町1159番地 債務者 田之頭紀史 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 細谷 文規 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 神戸地方裁判所豊岡支部破産係	令和7年(フ)第13号 兵庫県美方郡香美町香住区八原492番地 債務者 原 一男 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菅村 朋子 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第13号 福岡県飯塚市有井320番地39 リープハイツ206号 債務者 岩村 匡樹 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横手 陽平 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所飯塚支部民事部	令和7年(フ)第108号 新潟市西区板井594番地 債務者 藤由 亮 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中澤 圭子 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第108号 新潟市西区板井594番地 債務者 藤由 亮 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中澤 圭子 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 新潟地方裁判所民事部

- 令和7年(フ)第130号**
北九州市小倉南区沼線町1丁目11番20号、前
住所北九州市小倉南区大字志井1021番地
債務者 川口 清孝
- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後2時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 尾崎 英司
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前10時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
- 令和7年(フ)第158号**
北九州市八幡西区八千代町13番11-405号
債務者 大賀 博幸
- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後2時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 林 英敏
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前11時
 - 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
- 令和7年(フ)第196号**
北九州市若松区古前1丁目16番19号
債務者 田浦 和浩
- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 末廣 清二
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
- 令和7年(フ)第221号**
北九州市小倉北区下到津3丁目11番8-402号
債務者 川端 正彦
- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後2時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 鬼塚 知
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後2時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
- 令和7年(フ)第123号**
仙台市宮城野区大槻16番25-704号
債務者 濱田 貴博
- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 千葉 展浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月25日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係
- 令和7年(フ)第298号**
宮城県塩竈市新浜町2丁目20番9号、従前の
住所仙台市青葉区栗生3丁目8番地の11
債務者 石川 博継
- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 菊入 誠一
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前11時
 - 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係
- 令和7年(フ)第358号**
宮城県黒川郡大和町吉岡東2丁目10番地の4
グラシメール大善I-C104、従前の住所宮
城県黒川郡大和町吉岡字天皇寺70番地 ジュ
ネス吉岡102
債務者 佐藤 翔
- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 野口航太郎
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前11時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係
- 令和7年(フ)第52号**
宮城県大崎市岩出山池月字上宮西風6番地、
従前の住所宮城県大崎市古川深沼字上組13番
地
債務者 高橋 千帆(旧姓佐藤)
- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 富田 成人
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時50分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係
- 令和7年(フ)第43号**
三重県鈴鹿市道伯3丁目4番30号 道伯ゴー
ルドビルズグッドスリー508号室、前住所木
県河内郡上三川町しらさぎ3丁目46番地17
債務者 伸山 徹
- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 田中 佐知
- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 庄山 哲也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
津地方裁判所破産係
- 令和6年(フ)第473号**
沖縄県島尻郡与那原町字与那原963番地の1
コードS.エス102
債務者 宮城 肇
- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 中村 政也
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
那霸地方裁判所民事第3部
- 令和7年(フ)第7号**
沖縄県宮古島市伊良部字仲地163番地
債務者 平山 茂治
- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 大城 雅喜
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
那霸地方裁判所平良支部
- 令和7年(フ)第77号**
福井市板垣3丁目1404番地 メゾンプレミ
ルC203
債務者 花木 瞳
- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 西村 和浩
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時45分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係
- 令和7年(フ)第82号**
福井県大野市糸魚町1番17号 ブルメリア
ガーデン 105号
債務者 小泉 輝
- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 横田 秀俊
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時15分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第91号

福井市米松1丁目9番7号 パークサイド吉川301号、旧住所福井県あわら市大溝2丁目11番12号
債務者 中島 延枝
1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石倉大志郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時50分
5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第317号

静岡県浜松市中央区半田町576番地の3
債務者 梅原 潤
1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 太田 理恵
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後4時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第461号

名古屋市熱田区白鳥3丁目9-7 アレアイーストコート、住民票上の住所愛知県西尾市平坂町上緑67番地4
債務者 犬塚 翔太
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山田 裕也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後2時10分
5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第573号

名古屋市天白区植田山5丁目111番地の1
常銀インスラーノ205号
債務者 上田佳菜子
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 強瀬 賢一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第261号

埼玉県坂戸市大字森戸1106番地34
債務者 齋藤 洋子(旧姓下谷)
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 村山 志穂
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後3時20分
5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第106号

熊本市北区鶴羽田4丁目8番5号 スワンB103号室、住民票上の住所熊本市西区八島2丁目8番5-302号 県営八島団地(転入前住所)熊本県宇土市赤瀬町93番地
債務者 折戸 尚代
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高野 大樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第524号

大阪市港区八幡屋3丁目10番4-1307号
債務者 宮脇 孝哲
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 布浦 直
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時40分
5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1554号

大阪市平野区長吉川辺3丁目6番1号 新緑平野 206号
債務者 白濱美奈子
法定代理人成年後見人 太田 洋一
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 吉倉 邦樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時50分
5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第75号

茨城県ひたちなか市大字高場1505番地243
債務者 鈴木 隆聖
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 人見 光一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第120号

茨城県水戸市白梅3丁目9番30-201号 サン・ブランドール
債務者 樋口 祐太
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 飯島 章弘
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第331号

京都府八幡市橋本栗ケ谷26-231、住民票上の住所大阪府摂津市鳥飼野々1丁目8番1号
パークサイドヒロツグB103
債務者 花谷 幸希
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山口枝見子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1031号

大阪市福島区福島4丁目2番73-903号
債務者 La chico 川井 力哉
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 吉岡 萌
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1156号

大阪府守口市東郷通3丁目13番6号
債務者 谷口 昇
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松森 美穂
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時40分
5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1228号

大阪府吹田市江の木町17番35-306号
債務者 朽 龍馬
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 内田 昌史
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時50分
5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第119号

熊本市北区植木町一木28番5号 アニバーサリーシティ7号棟、住民票上の住所熊本市北区植木町平井1658番地
債務者 中小田 延
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山長 浩徳
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第90号

盛岡市津志田26地割5番地1 コートハウスリープラ205号
債務者 平野 恵
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松本 聰子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時40分
5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

<p>令和7年(フ)第74号 福井市光陽3丁目13番15号、旧住所名古屋市中村区宿跡町1丁目70番地の1 レトアM I 101号 債務者 佐々川千冬 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野条 泰永 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 福井地方裁判所民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第111号 函館市鍛冶2丁目19番23号 債務者 谷口 成治 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 函館地方裁判所</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第345号 札幌市中央区南5条西10丁目1013番地 八光ビルクリーンハイツ301号 債務者 平松 進吾 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p>
<p>令和7年(フ)第290号 堺市堺区南島町3丁132番地9 南島町Bハイツ203号、前住所大阪市住之江区北島2丁目4番4-404号 債務者 越智 超也 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久加 和孝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係</p> <p>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</p>	<p>令和7年(フ)第113号 北海道北斗市大工川1丁目6番6号 債務者 加藤 和樹 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 函館地方裁判所</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第357号 札幌市北区新琴似4条5丁目5番53号 債務者 上田 紗子(旧姓松永) 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p>
<p>令和7年(フ)第95号 函館市日吉町4丁目6番6号 広瀬アパート201 債務者 三島 芳行 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 函館地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第118号 函館市中道2丁目14番14号 債務者 小川 和英 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 函館地方裁判所</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第273号 北海道江別市文京台南町24番地の1 コーポ若草1-201号 債務者 高橋 一恵 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p>
<p>令和7年(フ)第96号 函館市昭和3丁目7番23号 債務者 菊地 教文 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 函館地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第120号 函館市桔梗3丁目23番14号 マンションギャザー203 債務者 矢代 善貞 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 函館地方裁判所</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第316号 札幌市豊平区平岸7条14丁目2番3-706号 債務者 高田 侑大 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p>
<p>令和7年(フ)第393号 札幌市東区北7条東5丁目8番地38 ラクラス札幌北7条205号 債務者 吉谷 優子(旧姓水本) 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第119号 愛知県高浜市八幡町3丁目6-30 レオパレス三河よしはまB101、住民票上の住所愛知県日進市赤池町箕ノ手2番地2403 Tステージ赤池アヴァンティ 201 債務者 奥村 栄規</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。</p>	<p>令和7年(フ)第333号 札幌市北区北22条西4丁目1番15-507号 債務者 柿崎富久子 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。</p>

令和7年(フ)第403号
 札幌市北区太平11条4丁目9-3 ライブゾーン太平303号室、住民票上の住所札幌市北区屯田6条1丁目5番20号
 債務者 黒川 智美(旧姓室澤・井村・紺谷)
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第409号
 北海道江別市大麻東町5番地の33
 債務者 坂本 結衣
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第426号
 札幌市中央区南2条西27丁目2番10号 グリーンハイツ102号
 債務者 本多リサ子
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第476号
 北海道石狩市花川南10条3丁目136-1 奥川方、住民票上の住所札幌市北区麻生町1丁目8番13号 ラビス麻生103号
 債務者 佐藤 公彦
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第483号
 札幌市手稻区曙5条2丁目7番58号 グランフルーヴ曙103号
 債務者 伊勢かおり

1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第518号
 札幌市西区二十四軒1条5丁目3番20-117号
 債務者 朝倉 文子
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第532号
 札幌市西区二十四軒1条6丁目6番15号 カーサ・メリベ B-1号
 債務者 由田 衛
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第635号
 札幌市北区新琴似1条8丁目1番5号 コーポ五十嵐2号
 債務者 亀山麻奈美
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第674号
 札幌市東区北20条東2丁目2番2号 グランヴィア壱番館103号
 債務者 飯島 恒二
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第19号
 北海道夕張市南部住の江町41番地
 債務者 森 芳明
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第84号
 群馬県高崎市筑縄町533番地2 県住O棟72号
 債務者 田山 淳子
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第85号
 群馬県高崎市上佐野町796-1 障害福祉サービスサンピエール カーサ・アルカディア・ジョイア、住民票上の住所群馬県藤岡市白石2222番地4
 債務者 齋藤万寿由
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第151号
 静岡県藤枝市時ヶ谷403番地の5 ウィスティリア202号室
 債務者 松浦 朋子
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第192号
 静岡市清水区船原1丁目170番地の33
 債務者 田口 幸子
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第18号

三重県松阪市小片野町37番地
債務者 白塚由起子

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
　　津地方裁判所松阪支部

令和7年(フ)第238号

北九州市小倉南区中貫1丁目19番2-201号
債務者 橋詰加奈子

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第241号

北九州市八幡西区南八千代町2番1-201号
債務者 樋口 洋子

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第44号

福島県会津若松市亀賀1丁目11番地の15 安部アパート2号
債務者 北島 藤吉

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
　　福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和7年(フ)第358号

横浜市旭区市沢町828番地 ガーデンハウス
103
債務者 矢野 薫(旧姓渡邊)

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
　　横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第591号

神奈川県高座郡寒川町田端325番地3
債務者 堀江加世子

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
　　横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第827号

横浜市港南区港南台1丁目25番9号 田野井テラス102
債務者 南 博孝

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
　　横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第33号

新潟県村上市門前814番地
債務者 小池 美穂

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
　　新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第226号

京都市左京区岩倉上蔵町161番地 第二北山病院内
債務者 坪井 祥治

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
　　新潟地方裁判所新発田支部

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
　　京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第293号

京都市西京区大原野東竹の里町2丁目1番地
10棟201号

- 債務者 三川 智美
- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
　　横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第305号

京都市北区小山上初音町65 ノースコート北大路
405号室、住民票上の住所:京都市北区紫竹西高繩町47番地

- 債務者 就工務店こと 長谷川就平
- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
　　京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第322号

京都市西京区大枝北福西町4丁目1番地2
35棟306号

- 債務者 山本 直子
- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
　　京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第344号

京都府城陽市寺田大谷100番地の47

- 債務者 川島 久美
- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
　　京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第48号

山口県宇部市厚南中央3丁目8番1-406号、
前住所:山口県宇部市大字西岐波4765番地7

- 債務者 高玉 是善
- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
　　山口地方裁判所宇部支部

令和7年(フ)第49号

山口県宇部市厚南中央3丁目8番1-406号、
前住所:山口県宇部市大字西岐波4765番地7

- 債務者 高玉 邦子
- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
　　山口地方裁判所宇部支部

令和7年(フ)第78号	1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第153号 静岡県焼津市田尻387番地の1 ハイツフレグラムA-201 債務者 鈴木 隆則 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 静岡地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第4号 兵庫県西宮市上大市2丁目3番25-102号 債務者 森内 愛実 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和7年(フ)第162号 兵庫県尼崎市東園田町1丁目96番地の1 債務者 大内 京子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和7年(フ)第173号 兵庫県西宮市分銅町5番3-205号 債務者 上田 義之 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和7年(フ)第576号 東京都町田市岡師町84番地13藤ハイツ202 債務者 山内 正範
--------------------	--

令和7年(フ)第179号 兵庫県西宮市松風町2番5-107号 債務者 北原 千枝 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第187号 兵庫県尼崎市食満7丁目3番60号ミラージュ食満305号 債務者 黒葛野麻依子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和7年(フ)第60号 北海道旭川市神居8条16丁目2番20号 ナーシングホーム夢 債務者 古川 美紀 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月26日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部 令和7年(フ)第2392号 東京都世田谷区奥沢3丁目2-14-202 債務者 金子 芽以 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月17日午後2時 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第2630号 東京都練馬区関町東2丁目11-9-201 債務者 矢部あつみ 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月17日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
--

令和7年(フ)第2410号 東京都練馬区下石神井3丁目5-28 レオパレスエクレールII 108 債務者 吉岡 宏真 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月17日午前11時 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第2532号 東京都板橋区大山金井町35番1-601 債務者 大崎 裕未 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月17日午前11時 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第2555号 東京都大田区大森東5丁目21-3-301 債務者 原 あやの 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月17日午後2時 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第2630号 東京都練馬区関町東2丁目11-9-201 債務者 矢部あつみ 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月17日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1241号	大阪市淀川区東三国3丁目11番23-801号 債務者 青山 梨奈 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月11日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1373号	大阪市大正区平尾1丁目6番7号 債務者 井崎 玲花 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2475号	東京都練馬区南田中5丁目25-26-510 債務者 立木 和仁 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2476号	東京都荒川区東日暮里3丁目20-10-201 債務者 枝植 旭 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2479号	東京都北区豊島8丁目15-26-305 エスペランサ11 債務者 田村 健治 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2481号	東京都練馬区上石神井3丁目16-30 シャトル・コンポ2-B 債務者 古我知 隆 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2482号	東京都江戸川区江戸川5丁目1-4-304 債務者 佐藤 広宣 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2485号	東京都江戸川区小松川2丁目9-1-1204 債務者 石塚 豊 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2486号	東京都江戸川区西葛西5丁目6-15-401 債務者 古里 剛 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2487号	東京都江戸川区西瑞江3丁目36-37 債務者 田中 里美 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2488号	東京都足立区堀之内1丁目14-5 2階 債務者 竹原 愛 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2489号	東京都足立区堀之内1丁目14-5 2階 債務者 竹原 好 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2506号	東京都杉並区桃井4丁目12-24 シエグランMOMO I 303 債務者 新納 美香 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2531号	東京都大田区西六郷2丁目4-5-208 債務者 佐藤 政子 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2533号 東京都練馬区東大泉2丁目3-1-105 債務者 龍澤由美子 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2675号 東京都北区神谷3丁目48-3-203 債務者 川村 早織 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 富山地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第2556号 東京都練馬区大泉学園町4丁目18-30 債務者 藤井 敏行 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第292号 福岡市中央区天神4丁目4番26号 破産者 株式会社メディア・ボックス 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第1032号 福岡市東区原田4丁目5番5号 破産者 マルチサイエンス有限会社 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 富山地方裁判所民事部	令和5年(フ)第789号 福岡県久留米市荒木町荒木字西の原928番地 破産者 株式会社原武商店 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第2595号 東京都大田区池上8丁目11-4-103 浅野方 債務者 渡邊 夏帆 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第471号 福岡県筑紫野市二日市中央6丁目4番3号ムツミビル202 破産者 株式会社クライム 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第29号 北海道目梨郡羅臼町共栄町3番地2 破産者 大市市岡商店株式会社 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第978号 福岡市南区高宮2丁目1番38-103号 破産者 有限会社トモエ 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第2598号 東京都町田市森野4丁目8-1-501 債務者 石垣 ちえ 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第123号 神奈川県座間市相模が丘5丁目5番10号 破産者 グッズライフ合同会社 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 横浜地方裁判所相模原支部	令和6年(フ)第220号 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3208番地4 破産者 有限会社創心 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和6年(フ)第1036号 福岡県福津市中央2丁目20番10-408号 破産者 芳賀 善夫 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第2599号 東京都練馬区東大泉2丁目3-1-105 債務者 龍澤由美子 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和4年(フ)第99号 富山市綾田町1丁目34番5号 破産者 株式会社P R O S P E R	令和5年(フ)第426号 静岡県沼津市青野232番地の2 破産者 有限会社カクショウ水産	

令和5年(フ)第1578号	福岡県那珂川市松木1丁目59番地 ハッピータウン4棟102号 破産者 小家 道弘 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第373号	福岡市西区上山門2丁目31番1号 破産者 森松 拓也 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第565号	福岡県福津市福間南1丁目29番14号、前住所福岡県宗像市自由ヶ丘7丁目9番地15 破産者 合原 政幸 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第752号	福岡県太宰府市大字北谷449番地 破産者 吉野 邦彦 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1559号	福岡市博多区那珂5丁目7番1-307号 レオネクスト ラシュレ博多Ⅰ 破産者 藤岡 大貴

1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第137号
沖縄県沖縄市字松本868番地2 グランモンターニュI 201号 破産者 山田 多真 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和6年(フ)第158号
沖縄県沖縄市泡瀬1丁目8番23号 オアシス花菱301 破産者 山入端立利 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和6年(フ)第100号
福島県いわき市泉町3丁目15番地の7 破産者 村山順一郎 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所いわき支部
令和6年(フ)第124号
神奈川県座間市相模が丘5丁目5番10-1002号 破産者 内田 詳平 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手續を終結する。

令和6年(フ)第146号	高知県香南市野市町大谷103番地4、旧住所高知県南国市小籠2丁目9番8-106号 破産者 中尾久美子(旧姓北村) 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和6年(フ)第596号	相模原市南区東林間1丁目23番3号 林間ハイデンス101 破産者 塚本 拓也 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係
令和5年(フ)第1018号	福岡市中央区小笹4丁目5番3-809号 クラシオン小笹山手3番館、破産手続開始決定時の住所福岡県久留米市中央町1番地1ザ・ライオンズ久留米ウェリスタワー1801号 破産者 原武 康弘 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第732号	福岡市西区愛宕南2丁目1番10号、申立時の住所福岡市早良区飯倉2丁目28番35-406号 グランフォーレ荒江サウステラス 破産者 小宮 武 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所相模原支部
令和6年(フ)第427号	静岡県沼津市青野232番地の2 破産者 大野 正安 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和5年(フ)第427号	静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和6年(フ)第78号	高知県土佐市高岡町甲215番地4 破産者 市木 利香 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和6年(フ)第81号	青森県中津軽郡西目屋村大字田代字稻元10番地 破産者 田村 裕幸 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所弘前支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和6年(フ) 第2909号

名古屋市千種区宮根台1丁目4番22号 メゾン緑102号室、開始決定時の住所名古屋市千種区光が丘1丁目4番1号 カルティア光ヶ丘1401号
破産者 小林 正人
1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
2 一般調査期日 令和7年7月30日午後1時30分
令和7年4月18日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第95号

仙台市若林区中倉3丁目5番1-2号 ホワイトキャッスル55番館102
破産者 長沼 章
1 破産債権の届出期間 令和7年5月21日まで
2 一般調査期日 令和7年7月14日午前11時15分
令和7年4月21日

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ) 第91号

福井市米松1丁目9番7号 パークサイド吉川301号、旧住所福井県あわら市大溝2丁目11番12号
破産者 中島 延枝
1 破産債権の届出期間 令和7年5月21日まで
2 一般調査期日 令和7年7月8日午前10時50分
令和7年4月21日

福井地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ) 第357号

盛岡市みたけ4丁目35番1号 県営厨川アパート1号棟102号、開始決定時の住所盛岡市上堂3丁目7番32号 House Kamido C-E号
破産者 吉田 将幸
1 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで
2 一般調査期日 令和7年7月29日午前11時
令和7年4月21日

盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年(フ) 第4986号

大阪府東大阪市花園本町1丁目11番9号
破産者 株式会社吉村産業

1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
2 一般調査期日 令和7年7月10日午後2時20分
令和7年4月21日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ) 第4987号

大阪府高槻市高西町20番17号
破産者 吉村 喜博
1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
2 一般調査期日 令和7年7月10日午後2時20分
令和7年4月21日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ) 第493号

鹿児島市慈眼寺町16番24号 リヴィエール302号
破産者 郷原 勇樹
1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
2 一般調査期日 令和7年7月25日午前11時
令和7年4月18日

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和6年(フ) 第538号

鹿児島市星ヶ峯1丁目7番9号
破産者 有限会社星和商会
1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
2 一般調査期日 令和7年7月23日午前11時30分
令和7年4月16日

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和6年(フ) 第670号

北九州市小倉北区砂津2丁目5-17 パレス小倉507号室
破産者 株式会社スターボール
1 破産債権の届出期間 令和7年5月29日まで
2 一般調査期日 令和7年7月4日午後2時
令和7年4月18日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(フ) 第19号

京都府京丹後市大宮町奥大野391番地
破産者 立川 光一
1 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
2 一般調査期日 令和7年6月25日午後1時30分
令和7年4月22日

京都地方裁判所宮津支部

令和6年(フ) 第278号

福島県郡山市逢瀬町多田野字河田堀41番地の1
破産者 有限会社ヒグチ運輸
1 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで
2 一般調査期日 令和7年7月28日午前11時
令和7年4月21日

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和6年(フ) 第279号

福島県白河市上ノ原4-36 南湖ウイングB203、住民票上の住所福島県郡山市逢瀬町多田野字河田堀41番地の1
破産者 樋口 義行
1 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで
2 一般調査期日 令和7年7月28日午前11時
令和7年4月21日

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ) 第23号

福島県郡山市富久山町久保田字麓山83番地の2
破産者 中村 俊彦
1 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで
2 一般調査期日 令和7年7月28日午後1時30分
令和7年4月21日

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和6年(フ) 第3404号

大阪府茨木市中総持寺町11番27号 フルーレ102号、開始決定時大阪府茨木市中総持寺町10番21号
破産者 キッチンアミヒコこと 八木 唯良
1 破産債権の届出期間 令和7年6月17日まで
2 一般調査期日 令和7年7月17日午後1時40分
令和7年4月21日

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年(フ) 第4号

宮崎市清水1丁目8番44号 瀬尾ハイツD棟6号
破産者 新坂 皇季
異議申述期間 令和7年6月3日まで
令和7年4月22日 宮崎地方裁判所破産係

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ) 第8号

釧路市大楽毛西1丁目18番3号、前住所釧路市鳥取北6丁目5番25号フェニックス鳥取203号室
再生債務者 藤田 悠平
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月2日まで
釧路地方裁判所民事部

令和7年(再イ) 第1号

長崎県五島市富江町富江658番地
再生債務者 岩本 佳孝

1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月10日まで
長崎地方裁判所五島支部

令和7年(再イ) 第80号

札幌市中央区北9条西19丁目35番地 インペリアルワタナベ400号
再生債務者 三浦 元

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月3日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ) 第1号

北海道室蘭市日の出町2丁目8番1号
再生債務者 桑野奈都美

1 決定年月日時 令和7年4月22日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月3日まで
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

令和7年（再イ）第10号 岐阜市大洞紅葉が丘2丁目39番地 再生債務者 渡邊 聰 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月2日まで 岐阜地方裁判所	令和7年（再イ）第11号 東京都板橋区南町1-6-101 再生債務者 中村 一恵 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月23日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第12号 埼玉県川越市大字笠幡2529番地10 再生債務者 石川 貴一 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月3日から令和7年6月10日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和6年（再イ）第321号 名古屋市守山区大森八龍1丁目2504番地の3 再生債務者 三上 祐毅 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月28日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第37号 静岡市清水区船原1丁目170番地の33 再生債務者 田口 勝利 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月6日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第20号 静岡県浜松市中央区佐鳴台1丁目27番9号 カーサイルマーレ201号 再生債務者 糸原理恵子 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月5日まで 静岡地方裁判所浜松支部再生係
令和7年（再イ）第64号 名古屋市千種区新池町1丁目20番地の2 新池第一ビル4C号 再生債務者 稲垣 裕右 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月28日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第5号 沖縄県浦添市内間2丁目13番16-202号 玉城マンション 再生債務者 仲里 大海 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月6日まで 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年（再イ）第2号 和歌山県西牟婁郡上富田町岩田277番地の7 再生債務者 福田 雅彦 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月16日まで 和歌山地方裁判所田辺支部
令和7年（再イ）第71号 愛知県清須市春日高札90番地 再生債務者 中村 文彦 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月28日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第8号 岩手県花巻市高木第16地割118番地 再生債務者 富澤 道明 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月16日まで 盛岡地方裁判所花巻支部	令和7年（再イ）第6号 盛岡市東安庭2丁目2番36号 好保ト1-III号 再生債務者 梶平 良輔 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月3日から令和7年6月17日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年（再イ）第90号 東京都日野市大字上田447-16 再生債務者 久貝 旭東 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第15号 埼玉県川越市大字下老袋624番地7 再生債務者 村上理恵子 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第12号 三重県津市阿漕町津興266番地8（前住所） 富山県高岡市戸出町2丁目1番96-208号 グランハイツ菜の花 再生債務者 小林 男樹 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月10日まで 津地方裁判所再生係

令和7年（再イ）第1号 滋賀県長浜市南田附町293番地10 再生債務者 吉村 剛士 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月10日まで 大津地方裁判所長浜支部個人再生係 令和7年（再イ）第6号 熊本市東区健軍4丁目15番1号 オフコース 健軍101号室 再生債務者 坂崎 功規 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月3日から令和7年6月10日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年（再イ）第14号 宮崎市橋通東5丁目7番11号 サンライズ コート508号 再生債務者 青木 大輔 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月3日から令和7年6月11日まで 宮崎地方裁判所民事部個人再生係 令和7年（再イ）第12号 栃木県小山市美しが丘1丁目6番地15 再生債務者 原 洋介 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月12日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部	小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和6年（再イ）第323号 東京都練馬区北町2-7-3-805 再生債務者 山下 秀機 1 決議に付する再生計画案 令和6年12月20日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月18日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第388号 東京都練馬区下石神井1-2-3-101 再生債務者 横津 智美 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月28日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月18日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第449号 東京都江戸川区篠崎町2-24-18-101 再生債務者 松塚 裕也 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月18日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第498号 東京都練馬区北町1-45-13 再生債務者 五十嵐将仁 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月18日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第499号 東京都江戸川区東葛西9-1-7-402 再生債務者 永山 義晴 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月18日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第215号 埼玉県川口市大字赤井1313番地の43 再生債務者 高橋 佑太 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで 令和7年4月21日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年（再イ）第495号 東京都荒川区荒川2-5-10 G Tハウス201 再生債務者 白木澤 恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで 令和7年4月21日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（再イ）第176号 千葉県市川市中国分5丁目33番26号 再生債務者 佐藤 高広 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月9日まで 令和7年4月18日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（再イ）第2号 千葉県市川市北国分1丁目13番15号（ミルクリーク市川北 A棟108号） 再生債務者 宮尾 圭一 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月9日まで 令和7年4月21日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年（再イ）第30号 栃木県佐野市免鳥町407番地 再生債務者 斎川 誠 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで 令和7年4月21日 宇都宮地方裁判所足利支部 令和6年（再イ）第161号 埼玉県桶川市坂田西3丁目27番地の18 再生債務者 荒川 浩昭 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで 令和7年4月21日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年（再イ）第494号 東京都豊島区池袋3-40-6-202 再生債務者 皆川 岳 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで 令和7年4月21日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第495号 東京都荒川区荒川2-5-10 G Tハウス201 再生債務者 白木澤 恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで 令和7年4月21日 東京地方裁判所民事第20部
---	--	---

令和6年(再イ)第503号 東京都江東区南砂2-4-24-701 再生債務者 堀田 峻平 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月21日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第48号 盛岡市大沢川原3丁目6番31-206号 再生債務者 出町 智秀 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 13日まで 令和7年4月22日 盛岡地方裁判所第2民事部	令和6年(再イ)第18号 岐阜県瑞浪市益見町1丁目78番地の1 再生債務者 新城 民夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 13日まで 令和7年4月22日 岐阜地方裁判所多治見支部	令和6年(再イ)第10号 秋田県大仙市上野田字川端2番地 再生債務者 山田 幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 19日まで 令和7年4月21日 秋田地方裁判所大曲支部
令和6年(再イ)第510号 東京都渋谷区西原2-17-13-204 再生債務者 井上 直彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月21日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第6号 岩手県花巻市桜町4丁目332番地23 再生債務者 小原 拓哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 13日まで 令和7年4月22日 盛岡地方裁判所花巻支部	令和6年(再イ)第44号 三重県鈴鹿市矢橋3丁目10番2号 エマーブ ル矢橋106 再生債務者 大室 貴裕 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 13日まで 令和7年4月22日 津地方裁判所再生係	令和6年(再イ)第25号 福島県南会津郡下郷町大字豊成字林中6064番 地1 再生債務者 根本 敦 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 19日まで 令和7年4月21日 福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係
令和6年(再イ)第519号 東京都港区海岸2-3-2-502 再生債務者 西村 百恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月21日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第45号 茨城県常陸大宮市小場1181番地の1 再生債務者 磯崎 広幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 13日まで 令和7年4月22日 水戸地方裁判所	令和7年(再イ)第2号 北海道帯広市西14条南30丁目1番地2 再生債務者 森本 浩司 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 16日まで 令和7年4月21日	令和6年(再イ)第519号 大阪市阿倍野区松崎町2丁目1番38号 リシ エス松崎町301号 再生債務者 浅川 和哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 19日まで 令和7年4月21日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第244号 名古屋市港区木場町2番地の56 スペリアシ ティ名南アネックス1 305号 再生債務者 大倉 匡博 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月21日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第145号 東京都昭島市郷地町1丁目22番2号 再生債務者 五十嵐章夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 13日まで 令和7年4月22日	令和6年(再イ)第34号 静岡市葵区桜町1丁目2番32-106号 再生債務者 高橋 仁志 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 16日まで 令和7年4月21日	令和7年(再イ)第5号 大阪府高槻市大畑町16番25号 メゾン・エス ポワール203号 再生債務者 田村 修一 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 19日まで 令和7年4月21日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第9号 愛知県あま市本郷中66番地 Cie10 201号 再生債務者 まるる塗装工事 石井 政人 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月21日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第71号 神奈川県厚木市林2丁目22番31号 ラフィネ テラス102 再生債務者 鳥塚 昌宏 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 13日まで 令和7年4月22日	令和7年(再イ)第1号 島根県安来市安来町203番地1 Jシャモ ニーB 101号室 再生債務者 南波 大 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 16日まで 令和7年4月18日 松江地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第8号 堺市堺区南安井町2丁3番1号 再生債務者 西岡 圭次 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 19日まで 令和7年4月21日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和6年(再イ)第23号 沖縄県沖縄市安慶田2丁目3番1号(住民票上の住所:沖縄県沖縄市古謝津嘉山町1番10号2F) 再生債務者 玉城 弘之 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月21日 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和6年(再イ)第148号 京都市左京区岩倉三笠町170番地2 再生債務者 久保 江里 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月22日まで 令和7年4月21日 京都地方裁判所第5民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで 令和7年4月21日 岡山地方裁判所第3民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月16日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月13日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月13日まで 令和7年4月22日 津地方裁判所四日市支部
令和6年(再イ)第149号 札幌市東区伏古11条5丁目2番18号 再生債務者 中川 陽平 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月20日まで 令和7年4月22日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(再イ)第121号 京都市上京区淨福寺通五辻下る有馬町184番地 メガロコープ西陣B棟 777号室 再生債務者 近藤 素子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月23日まで 令和7年4月22日 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和7年(再イ)第7号 岡山市南区洲崎1丁目5番19号 シャルダン洲崎205 再生債務者 安井 真弓 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで 令和7年4月21日 岡山地方裁判所第3民事部	令和6年(再イ)第16号 岡山県久米郡美咲町打穴中2091番地1 再生債務者 伊藤 寛宏 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月13日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月13日まで 令和7年4月22日 岡山地方裁判所津山支部
令和6年(再イ)第155号 札幌市南区藤野4条8丁目2番8号 再生債務者 阿川 美緒 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月8日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月20日まで 令和7年4月22日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(再イ)第3号 兵庫県三田市上井沢190番地3 103号(従前の住所) 京都府舞鶴市字和江192番地 再生債務者 細見 順夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで 令和7年4月21日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和6年(再イ)第72号 熊本市東区尾ノ上3丁目6番10号 ベルメゾン壱番館201号 再生債務者 藤本 政光 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで 令和7年4月21日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年(再イ)第79号 熊本県合志市幾久富1866番地1291 サクシード 801号 再生債務者 宮本 寛朗 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月13日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月13日まで 令和7年4月22日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(再イ)第4号 札幌市西区西野4条2丁目8番36号 スターハイルノヴァ203号 再生債務者 西田慎太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月20日まで 令和7年4月22日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(再イ)第115号 岡山市南区藤田520番地63 再生債務者 程口慎一郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで 令和7年4月21日 岡山地方裁判所第3民事部	令和6年(再イ)第53号 秋田市飯島松根西町6番41号 再生債務者 小野 達弥 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月13日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月13日まで 令和7年4月22日 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年(再イ)第2号 山口県山陽小野田市柿の木坂3丁目6番1号 再生債務者 照屋 秀樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月21日 山口地方裁判所宇部支部
令和6年(再イ)第11号 北海道夕張市千代田3番地6 再生債務者 斎藤 恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月20日まで 令和7年4月22日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(再イ)第119号 岡山市赤磐市町茹田595番地1 再生債務者 山本 泰弘	令和6年(再イ)第5号 三重県四日市市小古曾東3丁目3番41号M's court II 106号 再生債務者 井上 翔斗	令和6年(再イ)第106号 北九州市小倉南区上葛原1丁目1番1-103号 再生債務者 竹森 愛 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月16日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月21日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
札幌地方裁判所岩見沢支部			

令和6年（再イ）第18号	宮崎県延岡市南一ヶ岡3丁目10番1号 再生債務者 藤本 裕成 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月21日 宮崎地方裁判所延岀支部 給与所得者等再生による再生手続開始
令和7年（再ロ）第1号	佐賀県武雄市武雄町大字富岡10171番地 再生債務者 小柳 博 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月3日から令和7年6月10日まで 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
令和6年（再ロ）第22号	埼玉県上尾市大字上54番地8 ローズハイム201 再生債務者 紺谷 修平 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月11日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年5月12日まで 令和7年4月21日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和7年（再ロ）第1号
北九州市小倉南区上葛原1丁目9番12-1302号 再生債務者 中満美由紀 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月27日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年5月13日まで 令和7年4月22日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	

令和6年（再ロ）第26号	大阪府東大阪市大蓮東5-10-19 エヌアンドエスヴィラⅢ202（住民票上の住所 兵庫県明石市魚住町住吉4丁目9番9号） 再生債務者 及川 知哉 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月11日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月21日 大阪地方裁判所第6民事部 給与所得者等再生による再生計画認可
令和6年（再ロ）第5号	山口県防府市大字新田1046番地の11 再生債務者 福田 裕則 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月9日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月21日 山口地方裁判所 令和6年（再ロ）第3号
川崎市多摩区菅城下26番9号 再生債務者 平出 幸士 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月21日 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和6年（再ロ）第10号	京都府長岡京市勝竜寺21番3号 再生債務者 近藤 康史 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月22日 京都地方裁判所第5民事部再生係 令和7年（再ロ）第1号
高知市青柳町45番地1 アルファステイツ知寄Ⅲ202号 再生債務者 片岡 勇人 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月22日 高知地方裁判所民事部個人再生係	

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更について

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款（平成13年4月1日制定）の一部を次のように変更する。

令和7年3月31日

国家公務員共済組合連合会職員共済組合代表者

国家公務員共済組合連合会理事長 松元 崇

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変更後						変更前					
(掛金及び負担金の額)						(掛金及び負担金の額)					
第31条 [略]						第31条 [略]					
組合員の種別	掛金率			負担金率			組合員の種別	掛金率			負担金率
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金		短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付
長期組合員	39.1 1,000	1.04 1,000	9.24 1,000	39.1 1,000	1.04 1,000	9.24 1,000	長期組合員	39.1 1,000	1.04 1,000	7.90 1,000	39.1 1,000
短期組合員	39.1 1,000	1.04 1,000	9.24 1,000	39.1 1,000	1.04 1,000	9.24 1,000	短期組合員	39.1 1,000	1.04 1,000	7.90 1,000	39.1 1,000
任意継続組合員	78.2 1,000	2.08 1,000	18.48 1,000				任意継続組合員	78.2 1,000	2.08 1,000	15.80 1,000	
2・3 [略]						2・3 [略]					

備考 表中の□の記載は、注記である。

附 則

- この変更是、令和7年4月1日から施行する。
- 変更後の第31条第1項の規定は、令和7年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月一日

石川県白山市月橋町七二三番地一二

(甲) 医療法人社団新村病院

理事長 新村 篤史

(乙) 医療法人社団隆整会

理事長 川北 哲

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十一日
掲載頁 九十一頁 (号外第五十九号)

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年五月一日
掲載頁 石川県加賀市南郷町式六番地六

石川県加賀市南郷町式六番地六

代表取締役 大内 宣広

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、甲は会社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十日
掲載頁 二〇二頁 (号外第八十一号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年四月十日
掲載頁 二〇六頁 (号外第八十一号)

令和七年五月一日
高知市北久保二番三五号

(甲) 株式会社八州包装セントナ
代表取締役 小松 立奈

(乙) 株式会社マサヤ
代表取締役 上村 匡弘

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 奥山 明宏

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

吸収分割公告
当社(甲)は、吸収分割によりウエルシア薬局株式会社(乙)、住所東京都千代田区外神田二丁目二番一五号)のNARCI S事業の一部に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和六年五月二十三日
掲載頁 四十八頁 (号外第一二二三号)

(乙) 株式会社マサヤ
代表取締役 上村 匡弘

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 奥山 明宏

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 奥山 明宏

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 奥山 明宏

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 奥山 明宏

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 奥山 明宏

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 奥山 明宏

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 奥山 明宏

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 刘 淑美

(乙) 株式会社ブルーノ
代表社員 高浦 香織

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 大森 前幸

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 大森 前幸

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 大森 前幸

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 大森 前幸

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 大森 前幸

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 大森 前幸

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 大森 前幸

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 大森 前幸

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 刘 淑美

(乙) 株式会社ブルーノ
代表社員 高浦 香織

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 大森 前幸

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 大森 前幸

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 大森 前幸

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 大森 前幸

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 大森 前幸

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 大森 前幸

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 大森 前幸

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社ブルーノ
代表社員 大森 前幸

(乙) http://www.welcia-yakkayoku.co.jp

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千三百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月十五日

掲載頁 三十三頁 (号外第八十五号)

令和七年五月一日

千葉県柏市船戸一七八八番地の二

株式会社柏染谷農場

代表取締役 染谷 茂

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千十万元減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月一日

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩町一一七

株式会社そら

代表取締役 若鍋 孝司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億千八百五十九万円減少し、三億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年五月一日

愛知県豊橋市白河町一〇〇番地

サーラ住宅株式会社

代表取締役社長 大場 吉恭

基準日設定につき通知公告
当社は、令和七年五月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって令和七年六月十二日開催予定の臨時株主総会における議決権行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年五月一日

名古屋市港区藤前四丁目八〇九番地

東京都品川区東五反田二丁目一六番一一二
八〇四号

DVBトランスポート・ファイナンス・リミテッド

株式会社武田コーポレーション
代表取締役 武田 潤也

限定承認公告
日本における代表者 床井 秀史

本籍東京都荒川区東尾久八丁目二七二二番地一
右被相続人は令和七年二月九日死亡し、その相続人は令和七年四月十七日静岡家庭裁判所浜松部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年五月一日
静岡県磐田市見付三五三七番地一

任意清算公告
当法人は、令和七年四月三十日をもつて解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方針に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月一日
新潟市江南区大淵一六三一番地六

タカノ食品株式会社
代表取締役 高野 聰造

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年五月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月一日
東京都千代田区九段北一丁目一四番一九号

日本乳品貿易株式会社
代表取締役 松田 克也

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年五月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月一日
東京都千代田区九段北一丁目一四番一九号

日本乳品貿易株式会社
代表取締役 松田 克也

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年五月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月一日
静岡県磐田市見付三五三七番地一

限定承認者 淺津 貴子

任意清算公告
当法人は、令和七年四月三十日をもつて解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方針に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月一日
新潟市江南区大淵一六三一番地六

タカノ食品株式会社
代表取締役 高野 聰造

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年五月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月一日
東京都千代田区九段北一丁目一四番一九号

日本乳品貿易株式会社
代表取締役 松田 克也

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年五月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月一日
静岡県磐田市見付三五三七番地一

限定承認者 淺津 貴子

任意清算公告
当法人は、令和七年四月三十日をもつて解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方針に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月一日
新潟市江南区大淵一六三一番地六

タカノ食品株式会社
代表取締役 高野 聰造

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年五月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月一日
東京都千代田区九段北一丁目一四番一九号

日本乳品貿易株式会社
代表取締役 松田 克也

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年五月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月一日
静岡県磐田市見付三五三七番地一

限定承認者 淺津 貴子

任意清算公告
当法人は、令和七年四月三十日をもつて解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方針に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月一日
新潟市江南区大淵一六三一番地六

タカノ食品株式会社
代表取締役 高野 聰造

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年五月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月一日
東京都千代田区九段北一丁目一四番一九号

日本乳品貿易株式会社
代表取締役 松田 克也

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年五月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月一日
静岡県磐田市見付三五三七番地一

限定承認者 淺津 貴子

任意清算公告
当法人は、令和七年四月三十日をもつて解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方針に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月一日
新潟市江南区大淵一六三一番地六

タカノ食品株式会社
代表取締役 高野 聰造

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年五月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月一日
東京都千代田区九段北一丁目一四番一九号

日本乳品貿易株式会社
代表取締役 松田 克也

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年五月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月一日
静岡県磐田市見付三五三七番地一

限定承認者 淺津 貴子

任意清算公告
当法人は、令和七年四月三十日をもつて解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方針に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月一日
新潟市江南区大淵一六三一番地六

タカノ食品株式会社
代表取締役 高野 聰造

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年五月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月一日
東京都千代田区九段北一丁目一四番一九号

日本乳品貿易株式会社
代表取締役 松田 克也

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年五月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年五月一日
静岡県磐田市見付三五三七番地一

限定承認者 淺津 貴子

二、商品先物取引業に関するお客様から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還方法

商品市場における取引の結了後、お客様から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産は、お客様の当社FX口座の「会員残高(未使用分)」に振り替え、お客様のご指定あるときは、遅滞なくご指定口座へ返却いたします。

特設サイト：<https://www.moneypartners.co.jp/special/integration/>

なお、本件にかかるお問い合わせ等について

は、以下にご連絡いただきますようお願いいたします。

連絡窓口 株式会社マネーパートナーズ カス

タマーサポート 電話番号 〇一二〇一八六〇一八九四 (平日・午前十時～午後五時)

お問合せフォーム、チャットによるお問い合わせもご利用いただけます。

セモご利用いただけます。

東京都港区六本木三丁目二番一号 株式会社マネーパートナーズ 代表取締役社長 宇留野真澄

優先資本金の額の減少公告
当社は、二〇二五年四月三十日時点における特定借入れ及び発行済み特定社債が、二〇二五年七月一日までにその全額がそれぞれ返済され、償還されることを停止条件とし、資産の流動化に関する法律第九条に基づき、優先資本金の額を八億円減少して二百十一億五千三百十万六千円とする

こととしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。